コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

株式会社いい生活（以下「当社」という）は、**「テクノロジーと心で、たくさんのいい生活を」**という「ミッション」を掲げ、**「心地いいくらしが循環する、社会のしくみをつくる」**という「ビジョン」のもと、不動産会社の様々な経営課題を解決し、エンドユーザーに最善の顧客体験を提供する一連のITサービスを、SaaS(Software as a Service)として提供する事業を展開しています。

この「ミッション」を実現するためには当社がゴーイング・コンサーン（継続企業）として存続することが大前提であり、そのためには本質的な企業価値の継続的な向上が必要不可欠であります。そして企業価値の継続的向上を図るためには、中長期的に資本コストを上回る利益の創出、並びにキャッシュ・フローの継続的な創出が必要であり、その実現に必要な仕組みとして、より良い経営判断、意思決定を支えるためのコーポレートガバナンスの充実が重要と考えております。

また、当社が事業を展開する社会的に新しい事業領域においてイノベーションを実現し、継続企業としての競争優位性を築きあげる為には、当社の各組織並びに各個人の自律性が不可欠でありますが、当社は「ミッション」と「ビジョン」の実現を目指して事業を展開する上での価値基準及び行動規範として以下の「バリュー」を定め、この理念もガバナンスを有効に機能させるものと位置づけております。

＜バリュー＞

「新たなスタンダードを定着し続けよう」
常に「当たり前」を疑い、学びほぐしながら歩んだ道のりを形式知化しよう。
先駆者として好奇心をもち、未踏への探索を楽しみ、新たな見聞を組織に導入し拡張していこう。

「明日の距離感で前進しよう」
遠すぎる未来でも今日でもなく、「明日」の距離感で世界をひとつ前進させるイノベーションや改善を考えよう。だれも置き去りにせずに、かといって停滞もせず、主体的に進むべき道を照らそう。

「信頼を積み重ね歴史をはぐくもう」
過去は今日につながり、今日は未来につながっていく。
お客様との信頼をひとつひとつ積み重ねることが、「わたしたち」の土台となり、歴史になる。

「挑戦と失敗をまるごと愛そう」
これから挑戦する人も、挑戦を見守る人も、トライ&エラーで大いなる愛をもって迎え入れよう。
小さな挑戦も大きな失敗も、支え合いながら積み重ねよう。

「多彩な仲間と化学結合を起こそう」
自らの WILL を発信し、自分の足りない能力を補ってくれる仲間やパートナーを巻き込んでいこう。
領域や考えの違いを超えて、スペシャリストの DNA が融合すれば、新たな化学反応が生まれる。

「優しさと易しさに芯をとおそう」
優しさ = “friendly“、易しさ = “comfortable“ それは決して八方美人ではない。
一本軸がとおった明快なコミュニケーションとシステムによって、頼られる存在になろう。

当社は、上述の「ミッション」を掲げ、「事業そのもの」で社会的課題の解決に挑んでおります。株主をはじめ顧客、従業員、不動産市場に関わる全ての人を「ステークホルダー」と見なし、それぞれの立場を踏まえた上で、「ミッション」の実現に向け、公正かつ果断な意思決定を行うための仕組み作りとしてコーポレートガバナンス体制を充実させていく所存です。

上記に基づき、コーポレートガバナンス・コードに関する取り組みを次のとおり定めます。

第１章　株主の権利・平等性の確保

【基本原則１】Comply

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、迅速かつ積極的な情報開示を行っています。また、株主の権利を実質的に確保するためには、業務執行取締役に対する監督機能の一層の充実が重要であると考えており、監査等委員会設置会社というガバナンス体制を採用し、複数名の独立社外取締役を選任しています。

【原則１－１．株主の権利の確保】Comply

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利を実質的に確保するために、迅速かつ積極的な情報開示や議決権行使ができる環境の整備などに努めています。

【補充原則１－１①】Comply

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会後に全議案の賛成・反対要因の分析を行い、必要に応じて株主との対話を行います。なお、賛否の状況を含む議決権行使結果につきましては、EDINET 並びに東京証券取引所のウェブサイト上で公衆の縦覧に供するほか、当社ホームページにおいても IR リリースとして開示しています。

（株主総会議決権行使結果の当社ホームページ開示サイト：
https://www.e-seikatsu.info/IR/list.html）

【補充原則１－１②】Comply

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社が株主総会決議事項の一部を新たに取締役会に委任する議案を株主総会へ提案するに当たっては、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割と責務を十分に果たし得るような体制が整っていることを確認いたします。

なお、当社は、監査等委員会設置会社を採用し、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と監査等委員会、及び取締役会における意思決定に基づく業務執行を機動的に実行することを目的とした執行役員制度をそれぞれ備えています。また、取締役会の下に経営会議を設置し、業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱しています。これにより、取締役会が経営に関する重要事項の決定に専念することができ、機動的な意思決定を可能としています。加えて、独立社外取締役を複数名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化しており、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

【補充原則１－１③】Comply

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。また、会社法その他の法令により少数株主にも権利が認められている権利につきましては、株式取扱規則に権利行使の方法を定め、その権利行使を行えるように配慮を行っています。

【原則１－２．株主総会における権利行使】Comply

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように開催日や開催場所等の検討を行っています。また、出席できない株主につきましては、議決権行使書に加えてインターネットによる議決権行使を受付けることで株主の視点に立った権利行使の環境整備を行っております。

【補充原則１－２①】Comply

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を迅速かつ適確に提供すべきと認識しています。そのため、株主の議案審議に係る十分な時間を確保するためにも、株主総会招集に関する取締役会決議後、招集通知を速やかに当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト上に開示し、法定期日よりも早い発送を行うように努めています。

また、株主の議決権行使に当たって必要十分な財務情報を株主総会前に提供し、当社事業の内容や現況、体制等を網羅的にお伝えすることが株主の権利行使に資するとの考えから、株主総会開催日前に有価証券報告書を提出・開示しています。

（株主総会招集通知：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/generalmeeting.html）
（有価証券報告書：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/yuho.html）

【補充原則１－２②】Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が株主総会の十分な議案の検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期公表・発送に努めています。株主総会招集に関する取締役会決議後、招集通知を速やかに当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト上に開示しており、その後、法定期日より 1 週間程度前（株主総会開催日より 3 週間程度前）に発送しています。

（株主総会招集通知：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/generalmeeting.html）

【補充原則１－２③】Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会が株主との対話の場であるとの認識、及び株主利益保護の観点から、適切な日程を設定するように努めています。

【補充原則１－２④】Explain

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

当社は、2015 年 6 月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使の受付を実施しています。

招集通知の英訳につきましては、海外投資家比率が高くないため現時点では実施しておりませんが、将来、海外投資家比率が充分に高まった場合には別途検討の上、実施いたします。

【補充原則１－２⑤】Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社では、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりませんが、実質株主が、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合、信託銀行等と協議して対応してまいります。

【原則１－３．資本政策の基本的な方針】Comply

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社では、持続性のある競争優位を築くことで、中長期的に資本コストを上回る利益並びにキャッシュ・フローの創出を目指しております。

株主還元方針は、業績及びフリー・キャッシュフローの水準を十分に勘案した上で利益配当の継続的実施並びに配当額の継続的成長の実現に向けて取り組んでいくというものであり、本決算時における決算短信等で公表しています。自己株式の取得等につきましても、経済合理性を勘案して実施することもあり得ますが、その場合には開示いたします。

次に、成長のために必要な投資については、当社は概ね営業キャッシュ・フローの範囲内で投資活動を行う方針であります。当社は、現時点においては恒常的な資本調達を必要とするビジネスモデルではありませんが、将来的に資本調達が必要となった場合には当該内容を開示いたします。

（決算短信：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/results.html）

【原則１－４．政策保有株式】Comply

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、投資目的以外の目的で保有するいわゆる政策保有株式を保有していません。また、現時点の株主構成及びビジネスモデルに照らしても、政策保有株式を保有する必要性は高くないと認識しており、具体的な計画もありません。

なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じました場合には、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っており、企業価値の向上に資するものであることを説明するとともに、政策保有に関する方針、及び政策保有株式に係る議決権行使への適切な対応を確保するための基準をそれぞれ策定し、その基準にそった対応を行います。

【補充原則１－４①】Comply

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

いわゆる政策保有目的で当社の株式を保有している会社は、現時点においてはありません。今後仮に政策保有目的で当社株式を保有する会社が現れた場合でも、当社からその会社に対し、当該株式を売却しないよう依頼することはありません。

また、仮にその会社と当社の間に取引関係があった場合でも、売却の阻止のみを目的として、取引の縮減などの不利益な扱いを示唆することはありません。

【補充原則１－４②】Comply

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

いわゆる政策保有目的で当社の株式を保有している会社は、現時点においてはありません。仮に現在および将来において当社と取引のある会社が、当社株式の政策保有を行った場合でも、当該取引の経済合理性については適時に適切な検証を行い、会社や株主共同の利益を損なうことなく、企業価値向上に努めてまいります。

【原則１－５．いわゆる買収防衛策】Comply

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、過去において買収防衛策を導入した実績はございません。また、将来的にも買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則１－５①】Comply

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、当社取締役会は、株主の利益に照らして最も相応しいと判断する措置または見解を速やかに株主へ開示します。当社は、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げません。

【原則１－６．株主の利益を害する可能性のある資本政策】Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、ＭＢＯ等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

増資や MBO 等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、取締役会において当該資本政策の必要性･合理性を十分に検討し､その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて、株主総会等での説明を行います。

【原則１－７．関連当事者間の取引】Comply

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、関連当事者間の取引につきましては取締役会での審議・決議を要する旨、取締役会規程に定めています。また、各取締役に対して該当事項がないかは、事業報告作成に先立ち、年に一度定期的に確認しています。

第２章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則２】Comply

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けて、前述の「バリュー」を当社の価値基準及び行動規範として定めており、取締役会・経営陣はこれを率先垂範することでリーダーシップを発揮しています。

【原則２－１．中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】Comply

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、前述の「ミッション」を掲げ、事業そのもので社会的課題を解決していくことを志向しております。広く「不動産市場に関わる全ての人」をステークホルダーと見なし、その利益と当社事業の方向性のベクトルを合わせた事業活動を行っております。

当社は前述の「バリュー」を「ミッション」を実現する過程における役員及び従業員の価値基準及び行動規範として定め、当社ホームページ等で開示しています。

（いい生活のバリュー：https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/mission_vision.html）

【原則２－２．会社の行動準則の策定・実践】Comply

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、前述の「バリュー」を役員及び従業員の価値基準及び行動規範として定めており、当社ホームページ等で開示するとともに、役員及び従業員への浸透・定着に努めています。

【補充原則２－２①】Comply

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、毎月開催される取締役会に各グループ担当取締役が自身の業務執行報告を行う際、当社の価値基準及び行動規範である「バリュー」に照らして執行状況に問題がないか、真摯に議論を行っています。

【原則２－３．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】Comply

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は前述の「ミッション」「ビジョン」「バリュー」を掲げ、事業そのもので不動産市場に関わる社会的課題の解決を目指しております。その実現に向けて、常に社会全体に新しい価値を提供できるよう、創意と工夫で前進することを役員及び従業員に求めています。

【補充原則２－３①】Comply

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

前述のとおり、当社は事業そのもので社会的課題の解決を目指しており、そのベクトルを当社の存立の拠り所としております。

気候変動によって、環境対応住宅、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）等、低炭素・脱炭素型の住宅・不動産のニーズが高まることで、エンドユーザーの行動が変化し、多様化された住宅・不動産検索ニーズに素早く対応する情報データベース及び SaaS に対する新たなニーズが顕在化する可能性があり、それらは当社にとって新たな事業機会につながります。また当社の主要な顧客である不動産事業者にとっても、ペーパーレス化の推進、現地案内等の移動削減、業務システムの省電力化等が期待できることから、既存の当社 SaaS の機会拡大につながる可能性もあります。

このような認識のもと、ステークホルダーの皆さまと協働し、サプライチェーン全体でエネルギー消費量並びに CO2 排出量の削減を進めるため、気候変動に対する取り組みにおける指針として TCFD に賛同し、コーポレートグループリーダーを主担当として定期的に取締役会に取り組み状況を報告する体制をとっております。

【原則２－４．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】Comply

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、全従業員が各々のライフステージに合わせて活躍できる職場環境づくりを積極的に推進しています。子育てと仕事の両立支援に関しては、育児休業や多様な短時間勤務に加え、子の看護休暇についても有給を認めるという独自の有給看護休暇制度を採用しています。男性社員向けには、配偶者の出産に伴い特別な有給休暇制度も設置しています。さらに、給与規程の所定の要件を満たした場合には育児支援手当を給付するなど、社内の多様性の確保に向けて引続き施策を講じています。

加えて、育児休業取得者数・育児休業取得率・育児休業復職者数などの実績値については、自社のウェブサイトにおいて公開しており、ステークホルダーへの適切な情報提供と透明性の高い企業経営を推進しております。

（人的資本関連データ：https://www.e-seikatsu.info/sustainability/humancapitaldata.html）

【補充原則２－４①】Explain

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

当社グループは人的資本こそが当社の価値や競争力の源泉であると考えており、「人的資本拡大に関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき人的資本拡大に向けたさまざまな取り組みを行っております。

当社グループは現状人数規模が比較的小さく、母集団としては限られることから、中核人材の登用等における多様性の確保にかかる目標値を定めてはおりませんが、女性・中途採用者の管理職登用につきましては、現時点で複数の実績があり、女性従業員比率・女性管理職比率などの実績値は自社のウェブサイトにおいて開示を行っております。

現時点で当社グループの事業ドメインが国内の不動産領域に限られることから、現時点で外国人の管理職登用については実績がないものの、当社グループは国籍、性別等に囚われずその能力・成果に応じた人事評価を行うことを基本方針としており、今後の事業ドメインの拡大及び企業規模の拡大に応じて、具体的な目標値の設定並びに実績値の開示についても検討してまいります。

（人的資本拡大に関する基本方針：
https://www.e-seikatsu.info/sustainability/humancapital.html）
（人的資本関連データ：https://www.e-seikatsu.info/sustainability/humancapitaldata.html）

【原則２－５．内部通報】Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、従業員等からの内部通報に係る適切な体制を整備するために「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」を策定し、当社顧問弁護士事務所内に内部通報窓口を設けています。

内部通報があった場合、当社顧問弁護士が監査等委員会に通知し、監査等委員会にて当該通知内容の確認及び調査の可否に係る検討を行います。監査等委員会において調査の必要ありと判断した場合、代表取締役又はコンプライアンスを推進する調査担当を通じて関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行います。また、通報者への対応報告・是正確認は当社顧問弁護士が行っています。

監査等委員会は調査結果の概要を取締役会や経営会議に報告し、必要に応じて当該内部通報制度運用の仕組みに関する改善を検討する旨の助言を行っています。

なお、入社する従業員等に対して当該内部通報制度に関する研修を実施する旨、「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」等で規定し、実施しています。

【補充原則２－５①】Comply

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」において社外の顧問弁護士事務所に独立した内部通報窓口を設置しています。また、同規程により内部通報者に対する不利益取り扱いの禁止を明記しています。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】Comply

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、従業員への福利厚生制度の一環として企業型確定拠出年金制度を設けており、制度運営を行っておりますが、確定拠出年金制度における運用については、加入者である従業員が自ら、運営管理機関に対して指図を行うものであり、運用に伴うリターンおよびリスクもまた、加入者である従業員が自ら負担するものであります。そのため、当該企業年金について、当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与することはなく、またそのような計画もございません。

第３章　適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則３】Comply

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、法令や証券取引所が要請する開示情報以外に、毎月、月次売上等を開示した前月度「月次概況（速報）」を当社のホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト上に公表しています。さらに、決算発表時には、法令に基づく開示資料に加え、任意の説明資料をあわせて開示する等して、分かりやすい情報発信に努めています。

（当社ホームページ：https://www.e-seikatsu.info/）

【原則３－１．情報開示の充実】Comply

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

（ｉ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

（ⅱ）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

（ｖ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

（ｉ）「バリュー」や「ミッション」と「ビジョン」、経営目標等を当社ホームページや決算説明資料等にて開示しています。

（ⅱ）コーポレートガバナンスに対する当社の基本的な考え方と基本方針は、本書に記載のとおりであり、当社ホームページにも開示しています。

（ⅲ）業務執行取締役及び監査等委員の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書にて開示しており、本書における【原則４－２．取締役会の役割・責務（2)】、【補充原則４－２①】の該当箇所にて記載しています。また、報酬等の決定に関する手続は役員報酬規程で定めており、株主総会決議による報酬限度額内で、会社の業績、経営内容、経済の趨勢等に鑑み決定しています。

（ⅳ）独立社外取締役の選任基準につきましては、「独立社外取締役の選任に係るガイドライン及び独立性基準」を定め、当社ホームページにて開示しています。なお、その他の取締役候補者や経営陣幹部の選任等につきましては、役員規程及び執行役員規程で定めておりますが、「バリュー」に基づき当社の「ミッション」を実現できること、情報・通信業界や不動産業界に精通していること、他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、等を総合的に勘案して選定しています。

（ⅴ）業務執行取締役候補者や社外取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

（いい生活のミッション・ビジョン・バリュー：
https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/mission_vision.html
（（経営目標の記載のある）決算説明資料：
https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/presen.html）
（コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み：
https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/pdf/corporateGovernance.pdf）
（有価証券報告書：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/yuho.html）
（独立社外取締役の選任に係るガイドライン及び独立性基準：
https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/pdf/guideline.pdf）
（株主総会招集通知：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/generalmeeting.html）

【補充原則３－１①】Comply
上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報開示に当たり、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努めています。

【補充原則３－１②】Comply
上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。
特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

英語版の決算説明資料を毎四半期作成し、当社ホームページへ開示するなど、海外投資家への情報提供を行っています。

（＜英文＞決算説明会資料：https://www.e-seikatsu.info/en/IR/presen.html）

【補充原則３－１③】Comply

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるＴＣＦＤまたはそれと同等の開示の枠組みに基づく質と量の充実を進めるべきである。

当社グループは事業そのもので社会的課題の解決を目指しており、そのベクトルを当社の存立の拠り所としております。サステナビリティに関する取組み内容につきましては、自社のウェブサイト上に「サステナビリティ」として開示を行っております。

また、人的資本への投資については、「人的資本拡大に関する基本方針」を公開しており、当該基本方針に基づきさまざまな取り組みを行っております。また、所属部門単位の人員数を、その増減も含め決算説明会資料等で開示を行っております。知的財産への投資については、当社の SaaS 開発は主としてソフトウェア資産（無形固定資産）への投資であり、毎年一定水準額の投資を行い中長期的な競争力及び付加価値の向上を図っております。

気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響については、取り組みにおける指針として TCFD に賛同し、TCFD コンソーシアムにも参加することで最新の情報を確認のうえ、TCFD の枠組みに沿って、部分的に有価証券報告書等にて情報の開示を行っております。

（サステナビリティ：https://www.e-seikatsu.info/sustainability/）
（人的資本拡大に関する基本方針：
https://www.e-seikatsu.info/sustainability/humancapital.html）
（有価証券報告書：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/yuho.html）

【原則３－２．外部会計監査人】Comply

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識しており、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行っています。

【補充原則３－２①】Comply

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ｉ）外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

（ⅱ）外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

（ｉ）当社は、外部会計監査人候補の選定及び外部会計監査人の評価に関する基準として、「外部会計監査人候補の選定及び外部会計監査人の評価に関する基準」を策定しています。

（ⅱ）当社監査等委員会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況及び結果の報告に基づき、その独立性と専門性の有無について確認を行っています。

【補充原則３－２②】Comply

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ｉ）高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

（ⅱ）外部会計監査人からＣＥＯ・ＣＦＯ等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保

（ⅲ）外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

（ⅳ）外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

（ｉ）外部会計監査人と協議し、外部会計監査人が必要と判断、算定する監査時間を確保しています。

（ⅱ）外部会計監査人から定期的にまたは要請があれば臨時に、代表取締役等の経営陣幹部との面談時間を設けています。

（ⅲ）監査等委員会において、年３回程度、外部会計監査人と監査等委員である社外取締役との会合（監査結果報告等）を行っています。また、外部会計監査人と内部監査部門とは「財務報告に係る内部統制の監査」の過程で、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行っているほか、当社は外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。

（ⅳ）代表取締役の指示により、各グループを統括する取締役又は内部統制を推進する部署横断的な組織である「内部統制事務局」が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を取締役会に対して行う体制としています。また、監査等委員会は、内部監査部門や関連部門に対して、調査を指示し、必要な是正を求める体制となっています。

第４章　取締役会等の責務

【基本原則４】Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

（1）企業戦略等の大きな方向性を示すこと

（2）経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

（3）独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、「テクノロジーと心で、たくさんのいい生活を」という「ミッション」の実現に向け、「心地いいくらしが循環する、社会のしくみをつくる」という「ビジョン」のもと、不動産市場に必要とされる IT(システム・アプリケーション)を自社で開発し、SaaS として提供しています。経営目標として「顧客数 5,000 社以上」「顧客単価 10 万円以上」を掲げ、不動産業の業務効率向上にとどまらない、市場における情報流通を変革し、取引も含めた不動産市場の IT 化を推進する事業を展開しております。

また、当社は、監査等委員会設置会社を採用し、複数名の独立社外取締役を選任し、業務執行取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しています。

一方で、過度にリスクにのみ焦点を当てた議論ではなく、機会そのものとその発展性も含めて議論することで企業価値の持続的拡大に資する意思決定を可能にするような会議運営を心がけております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務（1）】Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会では、当社の「ミッション」と「ビジョン」、「バリュー」及び経営目標の下に、経営戦略及び事業計画の進捗状況について社外取締役を交え、建設的に議論しています。また、対処すべき課題についてその対処方法等についても検討しています。さらに取締役会では、毎年、定期的に次の 3 ヶ年に係る経営計画を予算編成の過程で審議し、中長期的な投資計画、人員計画等について議論を行っております。

【補充原則４－１①】Comply

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、取締役会の決議事項や経営陣への委任の範囲について、取締役会規程や経営会議規程等の社内規程に定めています。

すなわち、取締役会に付議すべき事項として、法令及び定款に基づき取締役会が判断・決定すべきとされる事項のほか、一定額以上の取引や資産の取得・処分に係る事項等が含まれる旨、取締役会規程にも定めています。

他方、取締役会で審議すべき事項の「事前検討」及び承認、並びに一定額に満たない取引や資産の取得・処分等に係る判断・決定など、業務執行に係る個別具体的な審議のうち取締役会での決定を要しないものは経営会議による旨、経営会議規程に定めています。

【補充原則４－１②】Explain

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は前述の「ミッション」及び「ビジョン」のもと、目指すべき経営目標として「顧客数 5,000 社以上」「顧客単価 10 万円以上」を掲げています。

当社のビジネスドメインである IT 業界は、事業環境の変化が激しい業界であるため、3 年から 5 年間の固定的な中期経営計画に固執することはかえって環境変化への対応を遅らせ、機動的な経営判断が実施できないリスクが高いと判断しています。

そのため当社では、毎年、次の 3 ヶ年に係る経営計画（ローリング 3 ヶ年計画）を予算編成と合わせて審議、決定しており、本計画に基づいた当期業績予想を決算短信発表時に開示しておりますが、中期経営計画という形では公表・開示しておりません。本計画に基づいた業績予想の達成状況につきましては、取締役会において原因や課題について分析を行い、機関投資家向け決算説明会等の株主との対話の場において、説明を行っています。

（決算説明資料：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/presen.html）

（決算短信：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/results.html）

【補充原則４－１③】Explain

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（ＣＥＯ）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社では複数名の代表取締役が共同で経営に当たっており、全員が経営幹部及び従業員に対して指導、育成に関わっています。また、当社は能力・経験・資質を勘案して、最高経営責任者等を指名するものとしていますが、当社においては最高経営責任者の職務を代行できる代表取締役が複数名存在しており、後継者問題は当社にとって喫緊の課題ではないため、現時点においては最高経営責任者等の後継に関する具体的な計画はありません。今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討する方針です。

【原則４－２．取締役会の役割・責務（2)】Comply

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

取締役会は、取締役や執行役員等からの議案や報告内容について多角的かつ十分な検討を行っています。

当社の業務執行取締役は、いずれも当社における大株主又は主要な株主であり、当社株式を保有している関係上、すでにその他多くの株主とリスク・リターンを共有する立場にあります。株価という形（結果）によって中長期的な会社業績や潜在的リスクを反映し、健全な企業家精神を発揮できるようなインセンティブがすでにビルトインされている状態であり、健全なリスクテイクにより中長期的なリターンを追求しやすい環境となっております。

【補充原則４－２①】Comply

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は、2021 年 2 月 22 日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「取締役」という）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすること基本方針としております。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。また現状、取締役は当社の大株主を兼ねており、株主利益に沿って企業価値向上及び業績の拡大を図る上で十分なインセンティブが付与されている状態であることから、取締役の報酬は固定の基本報酬のみとし、業績連動並びに株式報酬については現時点で付与する予定はありません。

また、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、社外役員である監査等委員も参加する取締役会において、各個人の職責並びにパフォーマンスを総合的に評価の上、最終的な報酬額を決定しております。

【補充原則４－２②】Comply

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社は、2020 年 11 月 5 日開催の取締役会において、サステナビリティを巡る当社の取組みに係る基本方針「いい生活における SDGs への取り組み」を策定、公開いたしました。当該基本方針において当社にとってのマテリアリティ（重要課題）を明示し、重要な経営課題と捉えて継続的に取り組んでおります。上記の基本方針に基づき、統合報告書において株主への定期的な活動実績の報告を行うとともに、全社の事業活動について取締役会が実効的な監督を行っております。

人的資本については、毎月の部門別の人員変動・採用進捗状況を取締役会への定例報告事項としており、取締役会の実行性のある監督が機能するよう努めております。また知的財産への投資についても、SaaS 開発に係るソフトウェア資産（無形固定資産）への投資の進捗状況を、月次決算に係る定例の取締役会報告における重点項目として報告を行っており、こちらも実効性のある監督が機能するよう努めております。

【原則４－３．取締役会の役割・責務（3)】Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社の業務執行取締役や執行役員の人事評価は、会社の業績や経営内容、役割や果たすべき責任に基づき決定されています。また、適時かつ正確な情報開示並びに内部統制評価に関する進捗状況については代表取締役副社長 CFO が確認を行い、取締役会へ報告を行っています。

関連当事者との利益相反取引が生じる場合には、取締役会にて取引前の審議・承認を行い、その取引の状況等につきましては毎年本決算時点で各取締役が報告を行うことになっています。

【補充原則４－３①】Comply

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、業務執行取締役の選任・解任につきまして役員規程、執行役員規程等において定めており、公正かつ透明性の高い手続を行っています。

【補充原則４－３②】Comply

取締役会は、ＣＥＯの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたＣＥＯを選任すべきである。

ＣＥＯを含む役員の選解任につきましては、役員規程において定めておりますが、当社の事業の状況や当人の職務執行の状況等を総合的に勘案して、是々非々で判断することとしております。ＣＥＯに関してもその例外ではなく、その能力や業務執行状況についてなど、当社取締役会において必要に応じて議論を行ってまいります。

【補充原則４－３③】Comply

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、ＣＥＯがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、ＣＥＯを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

ＣＥＯを含む役員の解任につきましては、役員規程において定めており、当社の事業の状況や当人の職務執行の状況等を総合的に勘案して、必要に応じて当社取締役会において議論を行っております。当社取締役会は独立した社外取締役複数名を含んだ取締役により構成されており、客観性・適時性・透明性のある議論を行える体制を構築しております。

【補充原則４－３④】Comply

内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

当社の取締役会では重要な経営意思決定を行うとともに、コンプライアンスや内部統制・リスク管理に関しては、独立社外取締役の知見も活かしつつ、その体制整備や仕組みづくりに努めており、個別の業務執行につきましては経営会議等に委任しています。また、取締役会決議事項や経営陣への委任の範囲につきましては、取締役会規程や経営会議規程等の社内規程に定めており、社内諸規程・方針等の制定及び改廃は取締役会で決定しています。さらに、取締役会におきましては、各グループ担当の取締役が自身の職務執行報告を行い、取締役会は当該執行状況をモニタリングしています。

なお、当社の内部統制状況は、コーポレートグループ担当取締役が毎月取締役会で報告するほか、同じく毎月開催される監査等委員会で内部統制を推進する部署横断的な組織である「内部統制事務局」から監査等委員へ直接報告が行われています。

【原則４－４．監査役及び監査役会の役割・責務】Comply

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員は、全員独立社外取締役であり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した立場で監査等委員としての責務を果たしています。また、各監査等委員は、高い専門知識と豊富な経験を有している者であり、これらの知識や経験を活かして、取締役会で適宜意見を述べています。

【補充原則４－４①】Comply

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査等委員は、全員社外取締役であり、証券取引所が指定する独立役員にも選任されています。また、社内チャットツールにおける社内コミュニケーションにも自由に参加・閲覧でき、業務執行取締役と常時意見交換できる体制としています。各監査等委員は、取締役会に加え、毎週開催される業務執行に関する重要な会議である経営会議にも可能な限り出席し、実効性の高い監督を行える体制としています。各監査等委員は取締役会以外においても、定期的に代表取締役と意見交換の会合を行うほか、内部監査室や内部統制を推進する部署横断的な組織である「内部統制事務局」とも連携し、毎月、内部監査状況や内部統制の状況について報告を受けており、必要に応じて個々の従業員からも報告を求めることができることとしています。

【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】Comply

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の業務執行取締役及び社外取締役・監査等委員は、株主に対する受託者責任を認識し、多くのステークホルダーに対して適時で正確な情報提供を行っており、会社や株主共同の利益を高めるために行動しています。

【原則４－６．経営の監督と執行】Comply

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、経営の機動的な意思決定・監督権限を強化し、業務分担と効率的な経営・執行体制の確立を図るためにも、監査等委員会設置会社を採用しています。

当社は独立社外取締役を複数名選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から適宜意見を述べてもらうことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】Comply

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

（ｉ）経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと

（ⅱ）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

（ⅲ）会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること

（ⅳ）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社の監査等委員は全員独立社外取締役であり、高い専門知識・知見や豊富な経験を有している者であり、その専門的な知識と豊富な経験に基づき株主に近い目線から、（ｉ）から（ⅳ）までに掲げる取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見、及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行っています。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】Comply

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも３分の１（その他の市場の上場会社においては２名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場企業（その他の市場の上場会社においては少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社は、独立社外取締役を複数名選任しており、取締役会においては独立した立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。現状は、取締役会の全構成員のうち社外取締役が占める割合は、３分の１以上となっており、当社の現状の事業状況等を踏まえても、十分な体制が構築されているものと考えております。

【補充原則４－８①】Comply
独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

独立社外取締役は全員が監査等委員であり、監査等委員会を毎月１回以上開催し、相互に情報共有を行っています。

【補充原則４－８②】Comply
独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社の独立社外取締役は全員が監査等委員であり、それぞれ独立して適宜経営陣との連絡・調整にあたるほか、全員が監査等委員会に所属し、監査等委員会において適宜相互の情報共有および議論を行っております。

【補充原則４－８③】Comply
支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも３分の１以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

現時点において当社グループに支配株主は存在しておりません。今後支配株主となる存在が現れた場合には、当該支配株主との取引に関しては、少数株主との利益相反に抵触する懸念について適切に審議・検討の上、必要な処置を行ってまいります。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】Comply
取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、「独立社外取締役の選任に係るガイドライン及び独立性基準」を定め、当社ホームページ上にて開示しています。

（独立社外取締役の選任に係るガイドライン及び独立性基準：
https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/pdf/guideline.pdf）

【原則４－10．任意の仕組みの活用】Comply

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、監査等委員会設置会社を採用し、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と監査等委員会、及び取締役会における意思決定に基づく業務執行を機動的に実行することを目的とした執行役員制度をそれぞれ備えています。また、取締役会の下に経営会議を設置し、業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱しています。これにより、取締役会が経営に関する重要事項の決定に専念することができ、機動的な意思決定を可能としています。加えて、独立社外取締役を複数名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化しており、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

また、当社は統治機能をより高めるためには、内部統制を推進し強化することが必要であると考えています。そのため、当社では先述の内容に加えて、リスクマネジメント及びセキュリティマネジメントを統治機能の一つの仕組みと捉えています。

すなわち、当社は災害による損失、基幹システムの障害、役員及び使用人の不正等による重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努めています。

さらに当社は SaaS を提供している会社として、情報セキュリティの保全については特に留意しており、セキュリティに関する責任者としてチーフセキュリティオフィサーを設置し、代表取締役社長が定める情報セキュリティの基本方針及びサービスマネジメントの基本方針に従い、IT サービスマネジメント委員会及び各部門の代表者が参加するセキュリティコミッティにおいてセキュリティに関するリスク分析、対策の実施、情報交換等を行っています。

【補充原則４－10①】Explain

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社は、独立社外取締役を複数名選任し、全員が監査等委員であります。独立社外取締役は、取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。多様性やスキルの観点を含む取締役の指名・報酬につきましては、今後、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】Comply

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が１名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、情報・通信業界、不動産業界、金融業界に精通した業務執行取締役複数名と、高い専門知識や豊富な経験を有している独立社外取締役複数名で構成されています。当社の監査等委員会は社外取締役複数名で構成され、全員が財務･会計･法務に関する豊富な知識を有しています。また、取締役会とは別に、代表取締役と監査等委員との間で定期的に会合を開催しており、当該会合の中で取締役の業務執行に対するフィードバックを監査等委員より受けていることで、当社は取締役会全体としての実効性に関する機能向上に努めています。

【補充原則４－11①】Comply

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社の取締役会は、業務執行取締役を含む全体の３分の１以上を監査等委員が占める構成としています。また、監査等委員は全員独立社外取締役であります。なお、独立社外取締役は複数名選任することを基本的な考え方としています。業務執行取締役は、当社の役員規程に基づき、株主総会における決議を経て選任が行われています。役員規程に定める選任基準は以下のとおりです。

1. 心身ともに健康であり、取締役としての職務遂行において特段の支障がないこと。
2. 法令に定める取締役の欠格事由 に該当しないこと。
3. 遵法精神に富んでおり、取締役としての職務遂行において忠実義務・善管注意義務を適切に果たすための資質を備えていること。
4. 当社事業に関する知識に加えて、事業運営、会社経営、法曹、会計、システム開発・構築のうちいずれかの分野における豊富な経験を有すること。
5. 当社の持続的な成長および企業価値の向上に資するという観点から、経営監督に相応しい者であること。
6. 当社主要事業分野において、経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと。
7. 当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、取締役会におけるメンバーの知識・経験・専門能力に特段の偏りがないこと。

なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、統合報告書において開示を行っております。

（統合報告書：https://www.e-seikatsu.info/IR/infoData/integrated_report.html）

【補充原則４－11②】Comply

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

社外取締役を含む取締役が他社で役員等を兼任する場合、その兼任状況については随時確認しており、当社の取締役・監査等委員の職務を遂行する上で時間・労力の面で支障がないことを確認しております。また、その兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行ってまいります。

【補充原則４－11③】Comply

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、取締役会全体の機能向上を図るため、取締役会の実効性に関する分析・評価を定期的に実施することとしています。当社では、各取締役に対してアンケートを毎年１回定期的に実施し、その回答をもとに、取締役会にて現状の評価結果及び課題の共有と今後の対応に関する建設的な議論を行っています。

また、取締役会とは別に、代表取締役と監査等委員との間で定期的に会合を開催しており、当該会合の中で取締役の業務執行に対するフィードバックを監査等委員より受けています。

なお、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果の概要につきましては、当社ホームページ上にて開示しています。

（当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について：
https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/corporateGovernance.html）

【原則４－12. 取締役会における審議の活性化】Comply

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社の社外取締役は、自身の高い知見に基づき、取締役会において自由闊達で建設的な意見を述べています。

【補充原則４－12①】Explain

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

（ｉ）取締役の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること

（ii）取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること

（iii）年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと

（iv）審議項目数や開催頻度を適切に設定すること

（ｖ）審議時間を十分に確保すること

（ｉ）当社は、現在、月次決算の報告と承認を取締役会における審議事項にしておりますが、月次決算の適時開示（任意）を株主向け情報提供の一環としてタイムリーに行うことを優先的に考慮し、また情報管理に万全を期すために、全ての資料を取締役会開催日に先だって配布しておらず、議題やその要約の事前配布にとどめていますが、今後資料の事前配布につきましては様々な角度から検討を行います。

（ii）取締役会に上程される事項は、経営会議で事前に審議されることから、経営会議メンバーである業務執行取締役は、内容を把握した上で、取締役会に出席しています。また、監査等委員は、監査等委員会で他の監査等委員または監査等委員会事務局等から情報共有を受けるとともに、追加的な情報を入手したい場合は、監査等委員会事務局を通じて各部署への照会を求めることによって、議案等の事前検討に必要な情報を確保しています。

（iii）事業年度の開始前に年間開催スケジュールや予想される審議事項を業務執行取締役及び監査等委員へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しています。

（iv）定例の取締役会は、月１回の頻度で開催しており、上程議案も審議可能な項目数に設定しています。

（ｖ）各取締役は取締役会において忌憚なく意見を述べており、審議時間は十分に確保されています。

【原則４－13．情報入手と支援体制】Comply

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役会は、各グループを管掌する取締役が業務報告を行うほか、業務執行取締役や監査等委員に必要な情報が入手できているのかどうかについて確認しています。また、各業務執行取締役及び各監査等委員は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。各業務執行取締役及び各監査等委員に対しては、取締役会事務局及び監査等委員会事務局であるコーポレートグループコーポレート本部法務部が中心となり、情報入手等に関する支援を行っています。

【補充原則４－13①】Comply

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、適切な意思決定を行うため、自身の職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求めており、情報提供を求められた部門は当該要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。なお、監査等委員である社外取締役は必要な情報がいつでも入手できるよう社内規程において規定されており、かつ、内部監査を通じて資料を入手することの多い内部監査室と緊密に連携しています。

【補充原則４－13②】Comply

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社の業務執行取締役・監査等委員（社外取締役）は、外部の専門家による助言や意見が必要と考えた場合や必要と判断される案件につきましては、弁護士や社会保険労務士等の外部専門家を活用し、検討を行っています。

それに伴い生じる費用は、社内規程に基づき当社が負担しています。

【補充原則４－13③】Comply

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部監査室は、代表取締役社長の直轄となっています。内部監査室は内部監査の結果及び当該監査の過程において把握された検討事項等について、定期的に取締役会や監査等委員会へ直接報告を行っています。また、社外取締役である監査等委員の指示を受けて社内との連絡・調整を行う事務局をコーポレートグループコーポレート本部法務部に設置しており、常時、社外取締役である監査等委員からの依頼を受けられる体制を採っています。

【原則４－14．取締役・監査役のトレーニング】Comply

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとらえられているか否かを確認すべきである。

当社では、業務関連知識の習得等を目的として、各業務執行取締役及び各監査等委員が外部セミナーに参加、あるいは外部団体へ加入及び当該団体主催のセミナー等に参加しており、その費用につきましては取締役会において承認された社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則４－14①】Comply

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、次項「トレーニングの方針」に従い、各業務執行取締役及び監査等委員が自身に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供しています。

【補充原則４－14②】Comply

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社では、各業務執行取締役及び各監査等委員が、担当業務分野に関するセミナーや学会、業界団体が主催する勉強会に、各自の判断で必要に応じて参加することを方針としています。

当社の各業務執行取締役及び各監査等委員は、自身の業務執行または経営監督を行うに当たって必要となる知見を備えた上で就任しています。また、各業務執行取締役及び各監査等委員は就任時に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得しており、就任後においても必要に応じ外部セミナーを受講し、自身の研鑽に努めています。

なお、各業務執行取締役及び各監査等委員は、取締役会における建設的な議論を通じて切磋琢磨し、また自身の役割と責務を再認識する機会を得ています。社内各グループからの業務報告の中で、法律や諸制度の改正についても報告並びに情報共有を行っており、より適切な業務の執行と監督に資するよう取り組んでおります。

第５章　株主との対話

【基本原則５】Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、代表取締役副社長 CFO（IR 担当取締役）を中心とする IR 体制を整備しており、IR に関する基本的な考え方として「ディスクロージャーポリシー」を当社ホームページ上に開示しています。

また、代表取締役が出席して機関投資家向け決算説明会を開催し、当社の経営戦略や経営計画に対する説明を行っています。その他、株主や投資家からの面談要望に対しても可能な限り応じています。

さらに、当社は毎月１回、前月度の売上高等を開示した月次概況（速報）を、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト上に開示するなど、株主への積極的な情報発信に努めています。

（ディスクロージャーポリシー：https://www.e-seikatsu.info/IR/management/irpolicy.html）
（月次概況：https://www.e-seikatsu.info/IR/list.html）

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】Comply

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社は、代表取締役副社長 CFO を IR 担当取締役として選任するとともに、コーポレートグループコーポレート本部財務部を IR の問い合わせ窓口としています。機関投資家に対しては、決算説明会を開催するとともに、株主や投資家の要望に応じて可能な限り面談を実施し、株主との建設的な対話を持つ機会を設けています。

【補充原則５－１①】Comply

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話(面談)につきましては、株主や投資家からの要望及び主な関心事項も踏まえた上で、可能な限り、代表取締役社長又は代表取締役副社長 CFO（IR 担当取締役）が対応しています。

【補充原則５－１②】Comply

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

（ｉ）株主との対話全般について、下記（ⅱ）～（ｖ）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

（ⅱ）対話を補助する社内のＩＲ担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

（ⅲ）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やＩＲ活動）の充実に関する取組み

（ⅳ）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

（ｖ）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

（ｉ）当社は、代表取締役副社長 CFO を IR 担当取締役として選任しています。

（ⅱ）上記 IR 担当取締役は、財務部、総務部、法務部等、株主との対話を補助する部門を含めたコーポレートグループ全体を統括しており、IR 活動全般を通じて日常的に部署間の連携が図られています。

（ⅲ）IR 問い合わせ窓口である財務部にて、投資家からの電話取材や面談等の IR 取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長 CEO または IR 担当取締役が説明を行っています。また、当社では毎月 1 回、前月度の売上高等を開示した月次概況（速報）を、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト上に開示しています。

（ⅳ）株主総会の議決権行使書に記載された株主からの意見については取締役間で共有するほか、決算説明会における質疑応答の内容は当社のホームページ上に開示した上で社内周知メールを送っており、取締役会をはじめとして広く社内に周知しております。投資家からの IR 取材や訪問結果につきましては、それぞれ経営会議メンバーに情報共有を行っています。

（ｖ）当社は、投資家との対話におきまして当該対話を実施する日が四半期決算日の翌日から次の決算発表日までに該当する場合には、「沈黙期間」として直近の業績をテーマとすることは避けるなど、インサイダー情報の管理にも留意しています。

（月次概況： https://www.e-seikatsu.info/IR/list.html）

【補充原則５－１③】Comply

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年 3 月末及び 9 月末時点における株主名簿につきまして、株主名簿上の株主構造を把握するように努めるとともに、IR 活動を通じて投資家や株主とのより良いコミュニケーションが取れるよう心がけています。

【原則５－２．経営戦略や経営計画の策定・公表】Explain

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は前述の「ミッション」及び「ビジョン」の下に、不動産市場向けに SaaS の提供を行っており、「クラウドソリューション事業」単一の事業ポートフォリオであります。

市場開拓余地が大きく限界利益率の高いビジネスモデルであることから、経営計画においても売上の拡大が重要なテーマであり、経営目標として「顧客数 5,000 社以上」「月額平均顧客単価 10 万円以上」を掲げております。その実現を図るために、毎年、事業年度開始前に最新の 3 ヶ年計画（ローリング計画）を策定しており、その際に、自社の資本コストを踏まえた開発計画（サービス開発の優先順位等）や、設備投資計画、人材採用等の人材投資計画の見直しを行っております。また、当該期の経営計画の概略については、決算説明資料等でも分かりやすく説明するよう心がけております。

また、株主還元方針として、業績及びフリー・キャッシュフローの水準を十分に勘案した上で利益配当の継続的実施並びに配当額の継続的成長の実現に向けて取り組んでいく旨、本決算時における決算短信等で公表しており、機関投資家向けの決算説明会等の株主との対話の場においてもその旨説明を行っています。

一方で IT 技術の進歩は著しく、容易に将来見通しを立てづらい市場環境にあることから、新規事業への進出並びに事業ポートフォリオの複数化・経営資源配分の見直し等を含む中長期の経営計画の開示等は行っておりません。

今後事業領域の拡大等を検討する際には、資本コスト等を適切に把握した上で経営資源の配分や事業ポートフォリオの見直しを行い、決算説明会等でその方向性について分かりやすく説明を行ってまいります。

（各種 IR 資料：https://www.e-seikatsu.info/IR/）

【補充原則５－２①】Explain

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

当社グループの事業ポートフォリオは、現時点で「クラウドソリューション事業」単一のポートフォリオであり、その見直し等は予定しておりません。今後異なる事業を開発し事業ポートフォリオが複数化した場合には、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について、決算説明会等で分かりやすく説明を行ってまいります。

以上

2016年6月16日制定
2017年4月1日改定
2017年6月22日改定
2018年6月18日改定
2019年3月18日改定
2020年6月29日改定
2021年6月24日改定
2021年10月25日改定
2022年11月21日改定
2023年6月19日改定、2023年6月22日施行
2024年6月24日改定